

新市建設計画

平成17年2月武雄市・山内町・北方町合併協議会

平成25年9月変更 武雄市

目 次

I. はじめに	
1. 合併への期待	1～2
2. 計画策定の方針	3
II. 1市2町のまち診断	
1. 現状	4～5
2. 新市の課題	6～10
III. 新市のまちづくり	
1. まちづくりの方向	11～12
2. 施策の基本方針	13～18
3. 主要指標の見通し	19
IV. 主要施策	
1. 施策の体系	20
2. 主要施策	21～35
V. 新市における佐賀県事業の推進	
1. 佐賀県事業の推進	36
2. 新市における主な県事業	36～37
VI. 公共施設の適正配置と統合整備	38
VII. 財政計画	39～43

I. はじめに

1. 合併への期待

(1) 自己決定、自己責任の自治

国、県の行財政改革によって市町村の財政運営はますます厳しくなることが予想され、市町村合併は避けて通ることのできない状況になっています。合併することにより行政コストの縮減、行政組織のスリム化、人員の適正配置、専門知識を持った人材の育成を行い、行政に市民の声を活かし、最適な行政サービスを提供することができるようになります。

また、施設整備等においては、市町単独ではできなかったことが合併特例債などの財政支援措置を背景に、思い切った整備や重点的投資が可能になるなど、市民にとって本当に必要な施設整備や独自のサービス提供が期待できます。

一方、地方分権により市民にいちばん身近な市の役割は大きくなりますが、その中で、いかに市民自ら行政に参画するかが、活力ある地域社会を築くためのポイントとなります。既存のまちおこしグループ、市民のボランティア組織、NPOなどの市民社会組織（CSO）と行政との連携・協働のシステムを確立することにより、よりきめ細かなサービス提供が期待できます。

新市では、各地域がその特性に応じて調和のとれたまちづくりをしていくことが必要となりますが、そのためには市民のまちづくり意識の高揚、コミュニティ活動の活性化が不可欠となります。合併を機にまちづくりの意識が芽生え、育っていくことが期待できます。

(2) 共有する歴史と拡大する生活圏

新市には、国道 34 号、35 号、498 号が背骨のように走り、県道や主要な市町道が国道から分岐し市内をめぐらしています。このため交通アクセスが良く通勤・通学などの日常生活における往来は活発で、そのつながりは強く、公共施設の利用や福祉施設などの相互利用やそれに伴っての行政サービスの向上が期待できます。

もともと、1市2町は明治以降、杵島郡の町・村として同じ郡役所の行政区域のなかで共通の歴史と生活圏を共にし、お互いを理解してきました。行政面においては各分野において共通の会議等を持ち、行政サービスの向上を図ってきました。例えば、教育の面では共通の大会、会議などが催されてきましたが、今後はさらに学校、児童生徒間の交流などによりさらに豊かな教育環境をつくることが期待できます。

また、新市は、情報通信基盤の整備水準は高く、3つのケーブルテレビ局が開局しています。特にブロードバンド環境でのインターネット接続サービスが提供されており、これらを活用し、行政、健康・福祉関連、都市防災、生涯学習などの新たなシステムの整備による市民サービスの向上と情報化による市民間のコミュニケーションを通じたまちづくりが期待できます。

(3) 県西部の中心都市としての期待

広域交通基盤として JR 佐世保線、長崎自動車道があり、将来は九州新幹線長崎ルート¹の整備が予定されています。特に、九州新幹線長崎ルート¹の整備は、福岡都市圏へのアクセス、関東、関西圏との時間距離を短縮させます。広域交通の優位性により通勤圏域が拡大し、定住人口と観光による交流人口の増加が予想されるとともに、企業誘致、地場産業の振興により本地域の活力が増すことが期待できます。

また、新市の一次産品や陶芸などは個性豊かで多品目にわたっています。この中には全国ブランドとなっているものもあり、新市ではこれらをスケールアップすることによりブランド力を高めることが期待できることと、さらには観光との連携、地場産業との融合により新たな販路の開拓や特産品開発などが期待されます。

本地域は交通の要衝として佐賀県西部の中心的な役割を果たしてきましたが、人口の減少傾向は進みつつあり、少子化と相まって社会・経済の活力が停滞傾向にあります。合併を機会に、主要産業である農業の活性化、観光の新たな展開、企業誘致などにより、県西部の中心都市としての役割を果たすことが期待されます。

(4) このまちに住んでいてよかったと思えるまちへ

日本全体で少子高齢化が進むなかで、本地域は他地域よりも早く少子高齢化の問題が進行しています。国、地方とも多額の借金を抱え今後とも拡大する行政需要に対応するには限りがあります。

そのなかで、安心して産み育てられる環境と健康で安心して地域で生活できる環境をつくっていかねばなりません。そこで福祉サービス、保健・医療制度の充実や情報基盤の整備により効率的で広域的なサービスの支援体制を築くこととなります。

合併により行政需要に対する財政基盤が強化され、このまちに住んでよかったと思えるまちづくりが期待できます。

市民社会組織 (CSO) : 市民社会組織のことで、NPO 法人、市民活動、ボランティア団体に限らず、婦人会、PTA 等の団体を含めて CSO と呼称します。

ブロードバンド環境 : 高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した情報環境。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条に基づき策定します。

① 計画の趣旨と位置づけ

- ・ 計画は、現在の武雄市・山内町・北方町の総合計画を踏まえて策定します。
- ・ 合併後の新市を建設していくうえでの骨格となる計画です。
- ・ 計画により、新市の一体性の速やかな確立、市民の福祉の向上、均衡で調和のとれた発展を目指します。
- ・ 新市においては、新市建設計画を土台にして、総合計画を策定します。
- ・ 計画策定以降の社会情勢、経済情勢の変化に対応するため、継続して内容を検証します。

② 計画の構成

- ・ はじめに
- ・ 1市2町のまち診断
- ・ 新市のまちづくり
- ・ 主要施策
- ・ 新市における佐賀県事業の推進
- ・ 公共施設の適正配置と統合整備
- ・ 財政計画

③ 計画の期間

- ・ 合併後15年間の計画とします。

Ⅱ. 1市2町のまち診断

1. 現状

(1) 基礎調査による現状把握

計画策定資料として、1市2町の現状を把握し整理しました。

(2) 1市2町の総合計画でのまちづくりの方針

	武雄市	山内町	北方町
総合計画	第四次武雄市総合計画	第三次山内町総合計画	第二次北方町総合計画
計画期間	平成13年度 ～平成22年度	平成8年度 ～平成17年度	平成13年度 ～平成22年度
将来像	・ぬくもり実感生活都市 ・であい発見躍動都市 ・いきがい創造市民都市	快適！やまうち －黒髪のロマンと自然公園の町－	人と人、人と自然がふれあう、明るく住みよい町
基本方針 / 施策の 大綱	①健康でぬくもりが感じられる福祉都市をめざして ②環境に調和した安全都市をめざして ③人と人、地域と地域を結ぶ交流拠点都市をめざして ④躍動する産業活動都市をめざして ⑤いきがいを創造する生涯学習文化都市をめざして ⑥行政と市民の協働によるまちづくりをめざして	①うるおいある町土と自然環境の保全 ②やすらぎをもたらす快適環境づくり ③自立への健康・福祉づくり ④まつり心を喚起する伝統行事と交流、生涯学習 ⑤ちからの源としての基盤産業再生 ⑥ちから(活力)を高める町おこし	①機能的で合理的なインフラ整備を目指した「うつわ」づくり ②安心して快適に暮らせる生活環境を目指した「くらし」づくり ③全ての町民が自信と生きがいを持つことを目指した「ひと」づくり ④全ての町民が健康で幸せな社会生活をおくれることを目指した「しあわせ」づくり ⑤町の活力の源となる産業の活性化を目指した「しごと」づくり ⑥総合計画を円滑に進めていく体制を目指した「しくみ」づくり

(3) 1市2町の総合計画での課題

共通する主たる課題

分野	内容
医療・健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立を促す取り組み ・地域と一体となった取り組みや、医療・健康・福祉等の連携によるサービスの充実 ・多様化する高齢者福祉・児童福祉・障害者（難病患者を含む）福祉への対応
都市基盤・生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道・合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備・充実 ・国道及び国道バイパスの整備 ・バス交通等の公共交通手段の確保 ・高度情報化への対応 ・河川改修等の防災対策 ・定住環境の整備 ・自然環境（景観）の保全と活用 ・市民・事業者が一体となったゴミの減量化、リサイクルの推進 ・調和のとれた地域整備
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・就農者の確保・育成 ・農産物の高付加価値化・ブランド化 ・中山間地域等の農地の保全と活用 ・森林の持つ公益的機能（国土保全、水源のかん養）の維持 ・地元商店街の活性化 ・新たな企業の誘致 ・地域の資源を活かした観光の振興 ・新産業の創出
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・学校等と連携した総合的な教育の推進 ・教育環境の整備 ・市民の学習ニーズに対応した生涯学習施設整備の充実と活動の活性化 ・生涯スポーツを通じた交流の促進 ・固有の文化・芸能の保全と活用
行財政・市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の見直し等による行政能力の向上 ・財政の健全化 ・広域での連携 ・男女共同参画社会の形成 ・行政評価制度の導入

2. 新市の課題

(1) 医療・健康・福祉

① 少子高齢化への対応

- ・ 保育所の施設充足率は高いが、今後、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービス（一時預かり保育等）の充実を図る必要があります。
- ・ 核家族化が進行するなかで、子どもをすこやかに安心して育てることができるように、子育て支援ネットワーク等地域での子育て環境の整備が課題です。
- ・ 少子高齢化対策、また、若年層の定住対策として、よりきめ細かな福祉の向上、住みやすく、安心して暮らせる魅力ある生活環境の整備が必要です。
- ・ 乳幼児から高齢者まで安心して元気に暮らし続けることができるように、医療・健康・福祉の連携を図る必要があります。
- ・ 老人クラブ、ボランティア活動を活性化させ、高齢者の生きがいづくりが課題です。また、高齢者の知識や経験を生かしつつ、世代間交流、地域社会への積極的な参画を推進する必要があります。

② 健康ですこやかなまちづくり

- ・ 新市の医療の中心となる市民病院では、医療サービスの充実を図るうえで、機器の計画的な整備が課題となっています。
- ・ 人口あたりの医師数、病床数には地域格差がみられるため、地域間で調和のとれた医療サービスが提供できるように、公共交通機関などの確保を図る必要があります。
- ・ 小児科等の専門医の医療提供体制の整備、休日・夜間でも診療が受けられる救急医療体制の充実が課題です。
- ・ 高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせる健康づくりが求められるなかで、健診・健康指導など保健事業を充実する必要があります。

(2) 都市基盤・生活基盤

① 住みたいまちづくり

【若者が住みたくなるまちづくり】

- ・ 人口の減少傾向に歯止めをかけるためには、若年層が定住できる環境の整備が必要です。そのためには働く場の確保は当然のことながら、周辺都市の通勤圏としての住宅の提供が必要です。
- ・ 情報基盤の整備により幅広い情報の受発信が可能になり、生活の場所を選択する可能性が高まります。新市が居住地として選択される地域になることが必要です。
- ・ 下水道をはじめ生活環境の整備や緑豊かな自然を保存していくことが必要です。

【ずっと住み続けていたいまちづくり】

- ・歩道の設置など高齢者や交通弱者への対応、河川災害、土砂災害などの自然災害を防ぐ施策が求められています。
- ・情報基盤の整備は各種行政サービスの向上をもたらします。行政内部において情報処理の電子化と事務処理を迅速化する電子自治体の構築が課題です。
- ・幹線道路の整備は交通の要衝の地としての地位を強化します。国道及び国道バイパスの整備が課題です。
- ・JR 佐世線には 5 つの駅があります。これらは新市の重要な交通拠点であり、また広域的な交流の窓口でもあり、新市の顔としての整備が望まれます。さらに交通弱者に対する公共交通機関の確保は新市の一体性を確保する上でも重要なことです。バス路線やそれに代わる交通手段の確保が課題です。

②環境問題への対応

- ・新市は六角川、松浦川の源流域に位置し、市域の 5 割以上が森林地域となっており、豊かな自然環境に恵まれています。潤いのある地域づくりには現存する緑地の保全と活用が課題です。
- ・生活排水による河川の汚濁が課題となっています。環境問題に対する市民の意識の高揚と水質改善に取り組むことが必要です。
- ・循環型社会の構築は社会の大きな要請でもあります。ゴミの減量化や 3 R の徹底など市民運動としての環境対策が必要です。

3 R : リサイクル（再資源化）、リユース（再使用）、リデュース（廃棄物の発生抑制）で、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。

循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄による使い捨て型社会を見直し、廃棄物の発生を少なくして、限りある資源を有効に再利用して行く社会のこと。ゴミの減量化、リサイクル等への取り組みが必要となる。

(3) 産業

①働く場の確保

- ・事業所の規模は小さく、人口1人あたりの工業出荷額も県平均を下回っています。このため地場産業の活性化とともに新たな工業団地の整備と企業の進出しやすい環境を整備して企業誘致に取り組むことが必要です。
- ・近年は観光客数の伸び悩みが顕著です。観光は新市の特性の一つであることから、市内の観光資源の掘り起こしによって魅力をアップすることや、グリーンツーリズムの推進、他の観光地との連携が課題です。

②地域産業の活性化

- ・農業においては、農業就業者数、1戸あたりの耕地面積、粗生産額などすべてにわたって県平均を下回っています。担い手の確保、消費者ニーズに合った農産物、ブランド化、収益性の高い農業の確立と活力ある農村の整備が課題です。
- ・中山間地域の集落機能の維持と遊休農地、耕作放棄地の拡大を食い止めることと森林の持つ公益的機能を発揮させるための施策が課題です。
- ・大規模小売店の立地により小売商業販売額は伸びているものの商店数は減少しています。既存商店街のにぎわいの創出が課題です。

グリーンツーリズム：都市の住民が緑豊かな農村地域に滞在し、自然や農作業体験などを楽しみながら、農業、農村への理解を深めるとともに農村地域の活性化を推進する。

(4) 教育・文化

①伝統文化の継承

- ・国指定の重要文化財、県及び市町指定の豊富な文化財、伝統芸能を有していますが、これらの固有の貴重な文化財等は保存、保全し次世代へ継承していかなければなりません。また、各地域の特性などを融合させた新しい文化の創出も求められています。

②地域社会との連携

- ・学校施設の中には老朽化による改修、改築等を要する施設があり、その整備が課題です。また、情報化社会に対応したパソコン等ソフト面での環境整備も必要です。
- ・学校・家庭・地域等の連携を深め、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備が課題です。
- ・生涯学習ネットワークシステム等を導入し、市民のニーズに対応した生涯学習機能の充実と活動の活性化が課題です。
- ・生涯学習や生涯スポーツ・レクリエーション活動を通じて、各地域、各世代の人々との交流を広げ、地域ぐるみで児童、青少年の健全育成に取り組む必要があります。

(5) 行財政・市民協働

①行財政のスリム化

- ・ 財政の硬直化が進行するなかで、人員の適正配置、行政組織の見直し、広域的な相互協力、財政基盤の強化等、健全かつ効率的な財政運営が課題です。
- ・ 新市では行政区域が広がり、きめ細かなサービスが受けられなくなる、不便さを感じるという行政サービスの低下が懸念されており、合併後は一層効率的で質の高い市民サービスの提供が課題です。
- ・ 多様化する市民サービスへ対応するために職員の資質の向上を図る必要があります。さらに、市民の行政への積極的な参画を目指し、行政情報の公開など開かれた行財政と個人情報保護の強化を図る必要があります。
- ・ 新市における事業の推進については、新市総合計画など各種計画を策定し、行政評価を踏まえて事業の重点配分を行う必要があります。

②共につくるふるさと

- ・ 地域間、世代間のつながりが希薄になるなかで、行政主導型ではなく、地域に暮らす市民と行政が連携・協働して築き上げるまちづくりが課題です。また、市民の地域づくりへのかかわり方（自主的な市民参加型の地域づくり）など意識改革が必要です。
- ・ それぞれの地域資源、特性を活用し、暮らしの拠点である地域コミュニティ活動の活性化や地域間での人的な交流を図りながら、新たなまちづくりへ取り組む必要があります。
- ・ 男女がともに個性と能力を発揮し、支えあい自立できるまちづくりを推進するため、男女共同参画への意識啓発と環境整備が課題です。

Ⅲ. 新市のまちづくり

1. まちづくりの方向

快適・ゆとり空間

新市は「快適・ゆとり空間」のまちづくりを目指します。

新市は県内でも高齢化の進んだ地域です。高齢者が健康で安心して地域社会の中でいきいきと暮らし続けていくには、医療・保健と多様な福祉サービスが提供されなければなりません。

少子化により農村部では地域共同体の維持が大きな課題となりつつあります。地域の活力を維持していくためには、安心して産み育てられる各種の支援と環境づくりが求められています。

高齢社会は時間の自由度の高い市民が増えることとなります。本地域の文化活動は市町の境を越えて活発に行われています。一人ひとりが充実した人生を送るには個々の価値観にあった社会活動、生涯学習活動の場と機会を提供しなければなりません。

「快適・ゆとり空間」は、市民の多様な生き方のステージを提供します。

パートナーシップ空間

新市は「パートナーシップ空間」のまちづくりを目指します。

21世紀を担う青少年が、変化する社会環境の中で主体性や創造性をもって生きていけるように育むには、家庭・学校・地域社会等が一体となり取り組まなければなりません。また、豊かな地域社会の創造には、あらゆる場での男女や年齢に差のない社会参加、協働の活動が基本となります。

地方分権が進むなかで、自己決定・自己責任の自治が求められています。地域自治組織（コミュニティ）を強化し、市民と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、責任を負いながら協働してまちづくりに取り組む必要があります。

市内のそれぞれの地域がその特性と可能性を秘めたなかで、調和のとれた発展は、市民参加のまちづくりに負うところが大きいといえます。

「パートナーシップ空間」は、市民社会の成熟と調和のある発展の可能性を広げます。

創造・かがやき空間

新市は「創造・かがやき空間」のまちづくりを目指します。

本地域は古くから交通の要衝の地として、佐賀県西部の中心都市としての地位を築いてきました。JR 佐世保線、国道 34 号、35 号、498 号、長崎自動車道、九州新幹線長崎ルート of 整備により人、物、情報の交わる地として更なる発展の可能性は高く、西九州の中心都市としての広域的な機能を果たさなければなりません。

本地域の豊かな自然と柑橘類、お茶、豚などの農畜産物や温泉、歴史・文化など地域資源の有効活用と各産業間の連携により、地場産業の活性化、新たな産業の創出、市民同士の交わり、交流人口（観光客）の拡大が期待されます。

また、本地域は人口増対策として企業誘致に力を注いできました。全国的な企業誘致競争のなかで、特段の優遇措置を持った誘致環境の整備が求められています。働く場の確保とともに若者が住みたくなるまち、市民が愛着を感じるまち、そのようなまちは歴史と伝統が刻まれながらも生活環境、まちのにぎわい、レジャーなどの機能を備えていなければなりません。

「創造・かがやき空間」は、地域の力を伸ばします。

2. 施策の基本方針

やさしさと笑顔があふれるやすらぎのまち（医療・健康・福祉）

新市は、子どもから高齢者まで健康で、健やかに暮らせる、やさしさと笑顔があふれるやすらぎのまちを目指し、医療・健康・福祉分野の連携を図りながら、福祉のまちづくりに取り組みます。

安心して子どもを産み育てることができるように、健康・相談・支援など子育て環境を充実し、子育てと就労の両立が可能となる環境づくりに努めます。

また、高齢化が進むなかで、高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるための対策が求められています。そのために、介護予防などの老人福祉サービスの充実と、豊富な知識・経験を活かせる活動の場と機会の充実、世代間交流など、高齢者の生きがいづくりに努めます。

障害者の福祉では、生活支援、医療制度の充実と公共施設のバリアフリー化などの環境整備を強化し、自立と社会参画を推進します。

医療では、市民病院と他の医療機関との機能分担・連携を図ることで、すべての市民が安心して適切な医療を受けることができるような体制づくりに努めます。また、救急医療、小児医療など市民の医療ニーズに沿った医療体制の充実を図ります。

一方、健康に関する相談・予防・指導など総合的な健康づくりの推進と温泉などの地域資源を健康づくりに活用し、療養・リラックス効果で体と心の健康を推進します。

バリアフリー化：障害のある人や高齢者などにとっての障壁を取り除き、障害を持っても、安心で快適な生活ができるようにしようとする事。

緑とまち並みがおりにあすうるおいのまち（都市基盤・生活基盤）

新市は、周りを八幡岳、黒髪山、神六山、杵島山、徳蓮岳、鬼が鼻山など緑豊かで自然景観が美しい山々に囲まれ、その中を六角川、松浦川、鳥海川が流れ、流域には肥沃な田園が広がっています。

生活にうるおいと安らぎを与える自然環境を守り育て、次世代に継承していくことは、市民の責務であり、その保全と活用を進めます。また、市街地や集落においての公園や緑地は、生活の質を高めるとともに災害時における避難場所でもあることから、その整備を推進します。

一方、山間部においては土砂崩壊などの災害、河川の氾濫による水害、湛水による農作物の被害、地盤沈下による農業施設の被害などが発生しています。このような市民生活を脅かす災害等への対応を図るとともに、防災情報システム等の整備により緊急時の対応を迅速に行います。

住んでいて良かった、あるいは住んでみたいまちを目指して、快適で利便性の高い暮らしの実現と県西部地区の中心都市としての発展のため、九州新幹線長崎ルート of 整備促進、国道及び国道バイパスの整備、生活道路や幹線道路の整備、下水道の整備（生活排水の処理）、公営住宅などの整備、情報基盤の整備、JR 佐世保線やバス路線などの公共交通機関の確保を図ります。

環境に対する負荷を少なくするため、生産・流通・消費・廃棄のそれぞれの段階で廃棄物を限りなく少なくし、資源の再利用、再生利用等をしていくことが求められています。環境問題は、行政、市民、事業者が一体となり進めていくことが重要であり、ごみの分別回収、減量化などに取り組んでいきます。

市民が健康で文化的な生活を送り、市域の調和ある発展を図るためには、資源の総合的かつ計画的な活用が課題となります。新市において、国土利用計画を定め、調和のあるまちづくりを進めます。

国土利用計画：計画的な国土利用を確保するための長期計画（将来構想）であり、各種土地利用計画の基本となる計画。

人・資源・地の利がうみだすにぎわいのまち（産業）

【農林業】

新市の農業生産物は、米麦、茶、施設園芸、柑橘類、畜産など多品目にわたっていますが、経営効率は良いほうではありません。しかしながら、畜産などは全国的に知名度の高いブランドに成長しています。

農業経営の効率化や高付加価値化、ブランド化のため、土地改良事業等による生産基盤の整備、施設の共同利用等を進めるとともに、農業技術、経営能力の向上、若者の新規就農に向けた支援を行います。

中山間地の農業・農村機能の維持のため、支援措置の強化を図るとともに、集落地での環境整備を進めます。

また、地産地消、食の安全・安心、スローライフ、グリーンツーリズムなど時代の潮流にあった農業経営、生産活動に取り組むとともに、情報通信基盤や高速交通条件等を活かした販路の拡大に努めます。

【商工業】

市街地の商店街は、都市基盤整備に併せてにぎわいを創り出すように、個店の魅力を高めるような支援を行い、近隣商店街では地域密着型としての商業活動を支援します。また、旅館などの観光との連携、広域的な商業活動の推進を図ります。

工業においては、地場産業が伸び悩んでいます。もともと企業誘致に力を注いできたことから、就業の場の創出においての誘致企業の役割は大きくなっています。交通条件の優位さを活かして新たな工業団地の造成、新産業等の企業誘致に努めます。また、焼き物など地場の個性のある工芸品については、観光との連携を強化します。

【観光・交流】

新市の特長の一つである観光は、近年観光客数の伸び悩みなどの課題を負っていますが、温泉に医療、健康の付加価値をつけ、自然・歴史・伝統文化・農業等地域の多様な資源と連携し魅力のアップを図ります。また、案内板や観光情報の発信など訪れる人へのもてなしの機能の向上を図ります。

さらに、鉄道高架事業や九州新幹線長崎ルート of 整備に伴って、新市の顔となる駅及び駅周辺の整備や、西九州の交通拠点として、他観光地との連携を強化することにより

交流人口の拡大を図ります。また、既存の交流拠点の魅力の向上と新たな交流拠点の整備に努めます。

歴史と文化と地域がはぐくむ心豊かなまち（教育・文化）

複雑化する教育環境・情報化・国際化への対応が求められるなかで、地域ぐるみで育てる心豊かな人づくりを目指し、学校教育や生涯学習活動の充実に取り組みます。

学校教育では、安心して教育を受けることができるように、施設の充実や教員の資質の向上を図ります。また、生徒の心の悩みに対応できるようにスクールカウンセラー等を配置し、心のケアに対する対応への強化を図ります。

生涯学習や文化・スポーツ活動では、情報提供ネットワークシステムなどを導入した、利用しやすい環境づくりと、互いに学び合う機会の充実を進めることで、豊かな心と自己実現を目指します。また、多様な地域や様々な世代の人との交流を広げながら地域ぐるみで児童や青少年の健全育成に取り組むなど、地域間交流を通じて心の通った豊かな地域づくりを進めます。

また、新市には貴重な伝統文化・芸能があり、これらの資源を保存し、後世に継承していかなければなりません。そのために、地域に存在する資源を保存・継承するための積極的な支援を行い、市民が伝統文化にふれあう機会の創出とデータでの管理、広く市民に情報提供を行い、ふるさとへの愛着と豊かな心の育成、新たな伝統文化の創出に努めます。

スロウライフ：ファーストフードに対し、スローフードとは、ファーストフードのように均質化した没個性的食品ではなく、地域に根ざした食材をゆっくり楽しむ（地産地消）活動を意味し、スロウライフとは、このスローフードを生活全体に発展させた概念で、地域の自然、歴史、文化をゆったりと楽しみ、心豊かな生活を大切にするライフスタイルを意味します。

新産業：革新的な技術で社会の新たな課題に対応できる新分野（健康・福祉、環境・エネルギー、IT産業等）の産業。

スクールカウンセラー：いじめや登校拒否の問題等の解決と予防のための臨床心理士などの専門家。学校で児童、生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う。

市民とともに創るパートナーシップのまち（行財政・市民協働）

まちづくりは、地域に暮らす市民と行政が互いに連携・協働することにより取り組むことが重要です。また、性別・年齢に関わらず、すべての人が社会参画し、互いの能力を尊重し合える社会づくりが求められています。そのため、政策の場への女性の登用など男女共同参画社会へ向けた取り組みや人権啓発活動へ積極的に取り組みます。また、市民参加のまちづくりについては、地域やボランティア・NPOなどの市民社会組織（CSO）による活動支援を通じて市民個人や地域がまちづくり政策に主体的に参加できる環境を整備し、協働のまちづくりを目指します。

また、生活・文化・交流などの拠点として位置づけられる地域コミュニティでの活動を活性化させることにより、自治意識の向上に努めます。

さらに、合併を機に、行財政運営の効率化を図り、また多様化する市民ニーズにきめ細かに対応できるように行政組織の適正な見直しや職員の資質の向上、電子化などを推進し、市民の生活圏の拡大に対応したサービスの提供に努めます。また、行政情報の公開と個人情報保護制度を充実し、市民と行政のパートナーシップの強化に努めます。

連環による地域社会づくり

新市は連環によるまちづくりを目指します。

「連環によるまちづくり」では産業、文化、教育など2つ以上の物事が関係し合っ
て環となり新たな方向性を作り出します。新市の施策を実施していくなかではそのよ
うな視点で取り組みます。

さらに、新市は西九州の広域連環都市構想を提唱します。一極集中から多極連環都
市の形成は、多くの課題を抱える地方都市の課題解決の足がかりとなります。新市は
交通の要衝であり、広域連環都市の中心的な役割を果たすこととなります。

【産業の連環】

新市の特長の一つとして観光があります。旅館での食材には地元産の米、お茶、み
かん、豚肉などの特産品を使い、地元の焼き物の器でもてなします。温泉を健康づく
りや医療に役立てる、観光客に農業を体験してもらうなど観光、農業、医療の連携事
業に取り組みます。

同じように、農業面では地元産の大豆、米などを使って食品製造や創業といった地
域の産業を育成します。また、地産地消や直売所での地場産品の販売、グリーンツー
リズムなど農業の多様な展開に取り組みます。

【人の連環】

新市の速やかな一体感の醸成には市民の連帯意識をつくり出さなければなりません。
そのためには市民のつながり（環）を生み出す場所が必要です。

新市が調和をとりながら均衡に発展していくためには、コミュニティの果たす役割
は重要です。コミュニティ活動を総合的に運営するコミュニティ協議会等と活動の場
であるコミュニティセンターを整備します。

高齢社会においては人と人との支えあいの環が求められています。医療・保健・福
祉のきめの細かな施策に加え、地域やボランティア・NPO等市民社会組織（CSO）
による支援の体制を整備します。それとともに情報化による連環の支援が大事になり
ます。本地域の高度情報基盤を活用し、質の高いサービスの水準を確保します。

【広域連環】

新市は、佐賀県西部地区の交通の要衝であり、国道34号、35号、498号、長崎自
動車道、JR佐世保線、西九州自動車道など他に類を見ないほど基盤が整い、さらに
九州新幹線長崎ルートが整備される予定です。このような基盤を活用し隣接する都市
と連携し地域発展を共有する広域連環都市を形成し、その中心としての機能を果たす
ように努めます。そのためには交通アクセスの向上、都市基盤の整備は重要になりま
す。

3. 主要指標の見通し

(1) 総人口

①目標年次

人口の目標年次は、10年後の平成27年（2015年）とします。

②総人口

平成14年に公表された人口予測では、平成12年（2000年）の国勢調査時点の日本の総人口は1億2,693万人でしたが、平成18年（2006年）に1億2,774万人でピークを迎え、以降長期の減少過程に入ると予測されています。

平成12年の1市2町の人口は、武雄市34,603人、山内町9,817人、北方町8,648人の合計53,068人でした。これを基に新市の将来人口をコーホート要因法で推計しますと、今後とも減少傾向は続き、平成22年（2010年）に50,808人、平成27年（2015年）に49,435人と推計され、平成12年比で93.2%と推計されます。

新市においては、子育て支援の充実、企業誘致などの若年層が定住できる環境を整備することにより、社会増を約3,000人見込み、平成27年の人口を52,400人と設定します。

(2) 年齢別人口

年齢3区分の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の推計は以下のとおりです。年少人口が減少し、老年人口が増加する少子高齢化の傾向が強くなります。

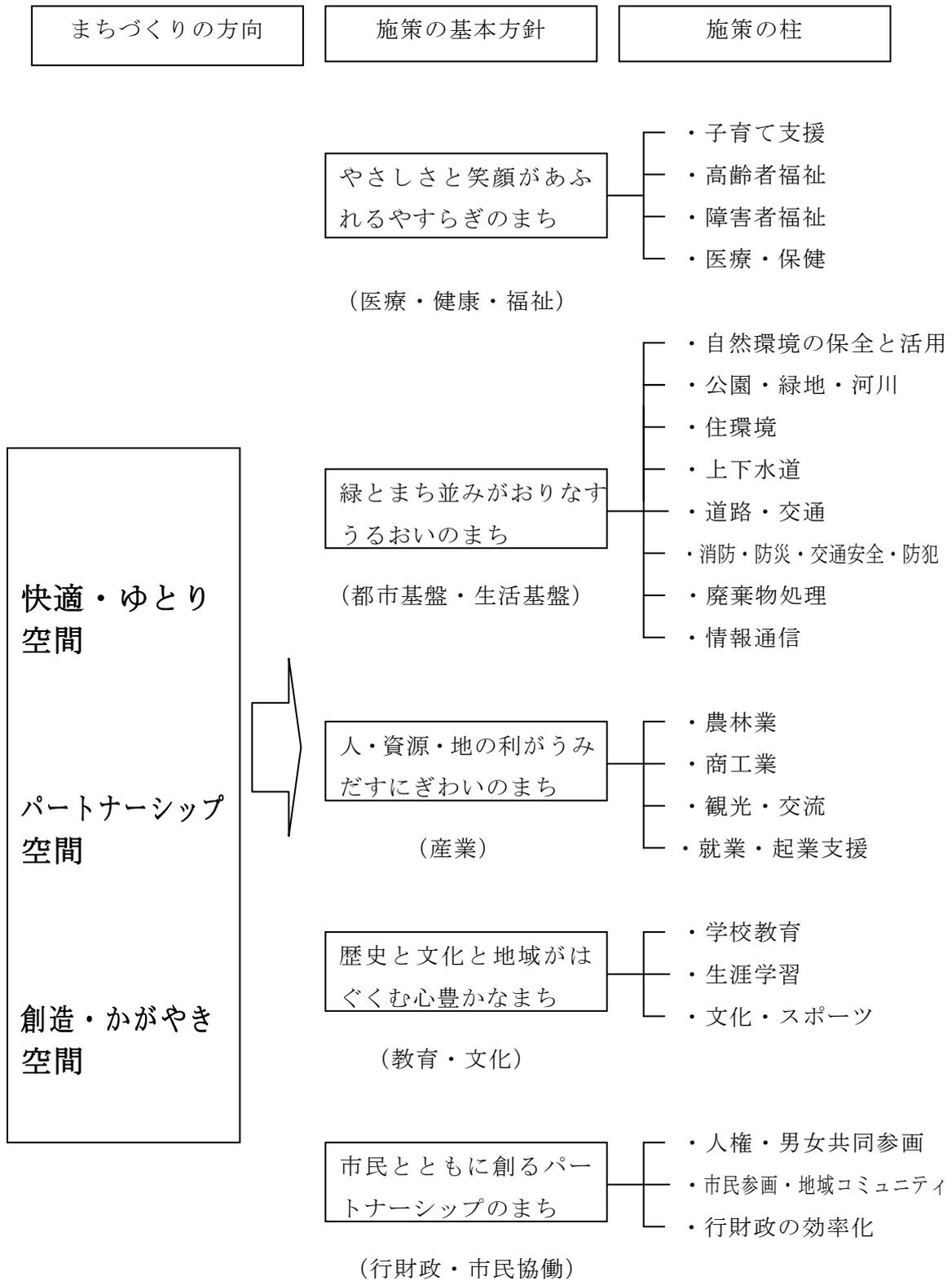
(人)

		平成12年(国調)	平成27年	27年/12年
設 定 人 口	0～14歳	9,003	7,440	82.6%
	15～64歳	32,542	29,880	91.8%
	65歳以上	11,523	15,080	130.9%
	合計	53,068	52,400	98.7%
構 成 比	0～14歳	17.0%	14.2%	
	15～64歳	61.3%	57.0%	
	65歳以上	21.7%	28.8%	

コーホート要因法：年齢別（5歳区分）人口の実績値に、将来の移動（転入・転出）や生死（出生率・生存率）といった指標の仮定値を反映させて推計する方法。

IV. 主要施策

1. 施策の体系



2. 主要施策

やさしさと笑顔があふれるやすらぎのまち（医療・健康・福祉）

【子育て支援】

- ・子どもを安心して育て、また、子育てと就労の両立が可能な環境をつくるため、保育施設の機能充実を図ります。
- ・保育施設を民営化し、サービスの充実に努めます。
- ・多様化する保育ニーズに対応するために、延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育などの特別保育事業の充実を図ります。
- ・乳幼児健診や母子保健事業の充実、母子保健推進員などの支援活動を活性化し、母子の心と体の健康をサポートする体制づくりを強化します。
- ・要保護児童に対する支援体制を確立するため、関係機関との連携を強化し、児童相談に関する体制の充実を図ります。
- ・放課後や長期休暇時に、学校などの施設を利用した放課後児童教室を開設し、子どもの総合的な活動支援や、安心して児童を預け、就労と子育ての両立ができる体制づくりを整備します。
- ・保育施設等を利用し、乳幼児が安全に遊べる場や、その保護者が子育てへの悩みや情報を交換し合う場を確保します。
- ・子育てサポーターを育成し、他関係機関との連携を図りながら相談・指導など子育てを地域ぐるみで支援する体制づくりを強化します。
- ・図書館を利用した絵本の読み聞かせや幼児と保護者を対象とした読み聞かせなどを開催し、親子間の対話と絵本を通じての情操教育を推進します。

【高齢者福祉】

- ・高齢者が住み慣れた地域で健康で過ごせる社会づくりのために、健診や介護予防などの老人保健事業を充実し健康づくりを推進します。
- ・高齢者が地域で安心して暮らせるために、専門員による相談などのサービス体制を充実します。また、施設間の連携・連絡体制を強化し、在宅介護サービスの充実を図ります。
- ・在宅の高齢者並びにその家族に対し、介護予防、生活支援サービスを充実し、高齢者の自立と家族の在宅介護を支援します。
- ・高齢者が健康で充実した生活が送れるように、世代間交流や生涯学習講座の開催など各種活動の推進と、豊富な経験や知識を活かせるようにボランティア活動や就労など活動の場の提供に努め、高齢者の社会活動への参画を図ります。
- ・高齢者福祉の充実のために、高齢者支援団体との連携を強化しながら地域ケアのネットワークづくりを推進します。

- ・地域の支え合いの機能が弱体化する中で、すべての人が健康で安心して地域で生活するためには、市民、事業者、行政などが協働して地域福祉を推進することが必要です。このため、それぞれの意見が十分に反映された地域独自の福祉計画を策定します。

【障害者福祉】

- ・ノーマライゼーションの一層の定着を図り、住み慣れた地域で健康な生活を営むことができるように、医療費の助成や訪問介護、日常生活用具の給付など障害者及びその家族に対するきめ細かな日常生活支援サービスの充実を図ります。
- ・障害者が、施設で専門の医師による訓練及び指導等を受けることにより、障害の重度化を防ぎ、かつ、社会的自立を支援します。
- ・障害者が制限を受けることなく暮らせるように、バリアフリー化など安全性の高い環境づくりを整備し、すべての人が共に助けあって社会参加を果たしていくためにボランティアの育成や市民の支えあい意識の醸成を図ります。
- ・難病患者等への生活上の支援を推進するため、相談事業の充実を図るとともに、他の機関との協力・連携体制に努めます。

【医療・保健】

- ・市民病院の医療機器については、定期的な更新や新たに機器を導入し、高度医療体制の確保と安心して医療サービスが受けられる環境整備を図ります。
- ・市民の健康増進、子育て支援、ボランティア活動などの場として、多方面から地域生活をサポートし、総合的なサービスを提供する保健福祉センターの整備を図ります。
- ・市民のライフスタイルに応じた健康づくりのため、医療・保健・福祉分野との連携を図りつつ、日常の健康に関する相談、予防、治療や在宅ケア、栄養士による栄養指導や栄養相談業務など総合的なサービスの提供に努めます。
- ・市民病院と他の医療機関との機能分担・連携を図りながら、市民が適切な医療を受けることができるような体制を整備します。また、受診のための高齢者等への交通手段の確保に努めます。さらに、緊急時にも医療が受けられる救急医療体制の整備・充実を図ります。
- ・温泉効能がもたらす療養とリラックス効果を利用し、体と心の健康増進を図るなど、温泉資源を健康づくりに活用します。

ノーマライゼーション：年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人がわけへだてなく、普通の生活が送れ、社会参加が可能である社会が普通の社会であるという考え方。

施策の柱	主要事業
子育て支援	保育施設整備事業
	特別保育事業
	母子の健康を守る事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て相談・サポート事業
	児童育成推進事業
高齢者福祉	高齢者健康づくり事業
	高齢者いきがづくり事業
	高齢者地域ネットワークづくり事業
	在宅福祉サービス支援事業
障害者福祉	障害者日常生活支援事業
	障害者療育訓練事業
	障害者社会参加支援事業
	難病患者支援事業
医療・保健	医療機器整備事業
	医療体制整備事業
	総合保健福祉センター整備事業
	健康づくり事業
	温泉を活かした健康づくり事業

緑とまち並みがおりにすうるおいのまち（都市基盤・生活基盤）

【自然環境の保全と活用】

- ・中山間地域に広がる美しい棚田や里山は、治水や生態系の保全など多様な役割を担っています。また、グリーンツーリズムなどの観光や都市との交流の場としても活用が期待されることから、これらの維持、保全と活用に努めます。
- ・国土保全、水源のかん養、災害防止機能など公益的機能を果たしている森林について、地域が一体となり間伐、植林などの適切な森林施業を行います。

【公園・緑地・河川】

- ・公園や緑地は日常生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、災害時の避難場所や大気浄化などの機能を持っています。自然、歴史、文化などの地域の特性にあった公園として整備します。
- ・松浦川、六角川は市民に身近な水辺空間として、遊歩道、サイクリングロード、親水公園などを整備します。また、河川整備に当たっては環境に配慮した整備手法に努めます。

【住環境】

- ・土地利用については、地域ごとや都市部、農村部、山間部ごとの土地利用計画を策定して、各地域の特性を活かした新市全体で調和のある土地利用を進めます。
- ・市街地、市街地周辺部での住環境の整備のために、土地区画整理事業等による面的整備を進め、あわせて周辺部での住環境の整備と宅地供給に努めます。
- ・市民の住宅ニーズに対応した住宅供給に努めます。また、建て替えの必要な公営住宅については、高齢者や若者の定住化に配慮した住宅整備を計画的に進めます。

【上下水道】

- ・安全で安定した水道水の供給と適正な水質の確保のため、水道施設の整備、老朽管の更新などを計画的に実施します。
- ・生活排水対策や緑化により、取水源の水質保全に努めます。
- ・生活排水の処理については、地形、地域の実情、経済的な処理方式等を踏まえ、新市全体の生活排水処理基本計画を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業などを計画的に推進します。

【道路・交通】

- ・九州新幹線長崎ルート of 早期完成を目指し、関係機関と連携して提案活動を推進します。
- ・西九州の交通の要衝としての機能を強化するため、新市を貫く国道 34 号、35 号、498 号の整備、国道バイパスの早期建設に向けて、関係機関との協議を進めます。
- ・国道から隣接市町を結ぶ県道は新市の中心性の向上や経済活動の要となります。関係機関と協議のもと改良・整備を促進します。
- ・国、県道につながる幹線道路や市街地の街路、生活道路については安全で利便性の高い道路網の構築のため、交通混雑地区の解消、狭隘な区間の解消、交通事故危険地区の解消などを図ります。また、人に優しい道路づくりの観点からバリアフリー化を進めます。
- ・JR 佐世保線の高架化を促進し、市民の足としてや新市の顔としての機能を果たすよう、各駅舎や駅周辺の整備を進めるとともに、利便性の向上のために運行の改善を要望します。
- ・高齢者などの交通の足を確保するため、バス路線などの新市全体の交通ネットワークの確保に努めます。

【消防・防災・交通安全・防犯】

- ・急傾斜地などの土砂崩壊災害を防止するため、危険箇所の把握や監視体制を整備し、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を推進します。また、地盤沈下による農業施設の機能回復を図ります。
- ・松浦川や中小河川等の水害発生の危険地区や湛水地区について、関係機関と連携し治水対策を推進します。
- ・消防体制の充実のため、消防水利の確保、消防車両の適正な更新、整備を進めます。
- ・消防、防災等、市民の安全を確保するため、地域防災体制の充実を図り、防災発生時に迅速な対応ができる体制づくりを構築します。
- ・情報通信基盤を活用し、災害発生時の市民への通知や被害状況の把握、避難誘導などを迅速に行う総合的な防災ネットワークシステムを構築します。また、市民が主体となった地域防災組織の設立、活動を支援し地域の防災機能の向上を図ります。
- ・高齢者や子どもなどの交通弱者の安全と交通事故多発箇所の改善のため、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全環境を整備します。
- ・交通事故防止のため、関係機関、市民及び行政が協働して交通安全対策に努め、地域ぐるみで交通安全のまちづくりを推進します。
- ・道路、公園など公共の場における犯罪の発生防止に考慮した施設整備を推進するとともに、すべての市民が安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

-
- ・情報化、規制緩和の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い消費生活トラブルは複雑多様化しています。このため、市民の安全安心な消費生活を確保するため、消費者の意識啓発と相談の充実に努めます。

【廃棄物処理】

- ・ごみの減量化を図るため、行政、市民、事業者が一体となり3R(リサイクル、リユース、リデュース)の推進に努めます。
- ・リサイクル、リユースを促進するため、ごみの分別排出の徹底、地域での資源回収体制の充実、啓発活動を推進します。
- ・ごみの資源化を図るため、リサイクルセンターの充実、集積所の整備を進め、収集体制の強化を図ります。
- ・ごみの適正な処理のため、不法投棄に対する市民ぐるみでの監視体制を強化します。

【情報通信】

- ・ケーブルテレビ網の基盤を活用して、災害情報、生涯学習、在宅医療、保健、福祉等のシステムを導入し、市民生活の向上を図ります。また、広域化や双方向化などの高度化を進めます。

リ サ イ ク ル：廃棄物を有効に再利用すること。それにより資源やエネルギーの節約、ごみの減量化による環境保全など、環境にやさしい生活をつくりだすこと。(再資源化)

リ ユ ー ス：まだ使用できる不用になった資源を他の人に提供し、再使用すること。(再使用)

リ デ ュ ー ス：廃棄物を分別・減量するなど日常の生活の中からごみの発生量削減に努め、環境問題に取り組むこと。(廃棄物の発生抑制)

施策の柱	主要事業
自然環境の保全と活用	棚田地域等保全整備事業
	水源かん養、市有林維持管理事業
公園・緑地・河川	公園整備事業
	環境に配慮した水辺環境の整備事業
住環境	土地区画整理事業
	公営住宅整備事業
上下水道	上水道施設整備・保守事業
	水源確保・保全事業
	公共下水道事業
	農業集落排水事業
	浄化槽整備事業
道路・交通	国道・国道バイパス整備促進事業
	県道整備促進事業
	市道整備・改良事業
	鉄道施設、駅舎・駅周辺整備事業
	九州新幹線長崎ルート整備促進事業
	バス運行対策事業
消防・防災・交通安全・防犯	土砂災害防止対策事業
	地盤沈下対策事業
	河川水害防止対策事業
	消防施設整備事業
	防災システム整備事業
	交通安全施設整備事業
	交通安全意識啓発事業
	防犯意識啓発事業
	地域防災体制整備事業
	消費者意識啓発事業
廃棄物処理	ごみ減量化啓発事業
	ごみ適正排出事業
	ごみ資源化施設整備事業
	不法投棄対策事業
情報通信	情報通信基盤整備事業

人・資源・地の利がうみだすにぎわいのまち（産業）

【農林業】

- ・土地改良事業、ため池等の整備、農道の整備、土地改良施設の維持管理など生産基盤の充実を図ります。
- ・農業者や農業者団体が主体的に営農活動を推進するため、農業技術・経営能力の向上に向け、各種研修会への参加支援を行うとともに、担い手農家の育成、若者の新規就農に向けた支援を行います。
- ・米などの主要農産物については、質の高い売れる農産物づくりを推進します。そのために、農業機械の共同利用や、農産物の保管、管理、加工施設の整備を進めます。
- ・中山間地域の農業、農村機能の維持のため、支援措置の強化を図るとともに、環境の保持、保水機能、棚田の景観、都市との交流など多面的な機能を発揮するよう支援していきます。
- ・施設園芸については、ハウス施設の整備助成、新たな園芸作物の導入、団地化などにより収益性の高い産地づくりを進めます。
- ・畜産など全国的なブランドを持つ製品の生産拡大と新たなブランド作りのため、優良種の導入、施設整備に対する支援、環境対策などを行います。
- ・食の安全、安心に対する消費者の高い関心と地産地消の推進のため、産地直売、消費者との交流など顔の見える農産物の生産を推進します。
- ・林業については、生産者団体とともに研修会を開催し、経営の改善、担い手の確保に努めます。また、森林の持つ多面的な機能を保持するため間伐等の施業を計画的に実施し、観光、保養、教育の場として活用します。

【商工業】

- ・空洞化がみられる商店街の活性化を図るため、空き店舗対策により新規出店を促すとともに、情報発信等の機能のある支援施設を整備し、魅力のある商店街づくりを目指します。
- ・周辺部の近隣商店街においては、地元住民とのイベント、交流活動、コミュニティ施設の整備により地域密着の商業振興を図ります。
- ・焼き物産業の活性化のため、展示販売施設の整備と観光と一体となった焼き物産業の振興を図ります。また、陶芸家の交流、後継者の育成を支援し、焼き物技術と芸術性の向上を図ります。
- ・企業の経営の安定化のために、貸付制度の充実など金融支援や企業間の技術交流、異業種交流などを行い、地場産業の活性化に向けた支援に取り組みます。
- ・若者の就業の場の確保のため、新規の工業団地の開発に取り組み、特段の優遇措置でもって企業誘致に努めます。また、沿道型の流通サービス業の立地や新産業の立

地を促す施策を推進します。

- ・ 地場産品を使った食品加工業の振興を図るため、一次産業との連携を深めます。

【観光・交流】

- ・ 交流人口の拡大のため、観光の振興は大きな課題です。温泉を中心として焼き物、歴史・文化資源、長崎街道、農産物、自然景観等の地域資源を活かし、観光地としての魅力を高めます。さらに、観光拠点の整備と新たな資源の開発に努めます。
- ・ 温泉資源の有効活用のため医療、健康など多方面との連携を図るとともに、地域の交流拠点としての温泉施設の整備を図ります。また、保養型、滞在型、体験型としての国民保養温泉地の指定を目指します。
- ・ 観光施設、公共施設のサイン（標識）については、デザインの統一、外国語表記など来訪者へのサービスの向上、魅力のアピールを図ります。
- ・ 観光キャンペーンの開催やパンフレット、観光情報システムでの観光情報の提供など観光客誘致活動を観光協会等の団体と連携し強化します。

【就業・起業支援】

- ・ 福祉、観光、環境など将来的に新たな事業の展開の可能性のある分野での起業を促すため、相談、指導体制の充実や融資制度等の支援に努めます。
- ・ 情報基盤の整備水準の高さを活かした、情報関連産業の誘致や起業を促す各種支援策を講じます。
- ・ 新卒者や若年層の就業機会の増大のため、企業誘致等による働く場の確保と関係機関と連携した就業支援活動に努めます。

沿道型流通サービス業：国道や県道などの交通量の多い道路沿いに立地するのが優位な商業や業務のサービス業の施設。

国民保養温泉地：温泉の公共的な利用を促進するために、環境大臣が指定した温泉地。

施策の柱	主要事業
農林業	土地改良、土地改良施設維持管理事業
	ため池等整備事業
	農道整備事業
	担い手育成事業
	共同利用施設、機械導入事業
	経営基盤強化支援事業
	中山間地域総合整備事業
	中山間地域等直接支払制度
	農業農村振興整備事業
	林道整備事業
	施設園芸振興事業
	ブランド化推進事業
	畜産振興総合対策事業
	林業振興事業
商工業	中心市街地活性化事業
	陶磁器販売施設整備事業
	企業誘致活動の推進事業
	企業立地奨励事業
	新工業団地等整備事業
観光・交流	観光拠点施設整備事業
	温泉活用推進事業
	観光情報提供事業
	ふるさと市民交流事業
	合併市民一体化事業
就業・起業支援	コミュニティビジネス育成事業
	新製品モニタリング事業

歴史と文化と地域がはぐくむ心豊かなまち（教育・文化）

【学校教育】

- ・老朽化がみられる学校施設の改修、改築等を計画的に進めます。その他、定期的に危険箇所や劣化などを調査、改修し、安心して学べる教育環境づくりに努めます。
- ・児童が安全で快適な学校生活を送ることができるように、栄養バランスや体質等を考慮した学校給食を提供するとともに、食に関する意識教育に努めます。また、給食施設内の備品等を計画的に更新し効率化を図ります。
- ・学校教育においては、基礎学力の向上、主体的・創造的な学習を推進し、自ら学ぶ意欲を引き出す学習指導体制の充実を図ります。
- ・地域に開かれた特色ある学校教育を推進し、児童・生徒の健全な育成に努めます。また、高度化する学校教育に対応するため、職員の資質や指導力の向上に努めます。
- ・外国語指導助手（ALT）による外国語教育活動と文化交流を推進します。また、情報化に精通したスタッフを活用し、情報活用能力の育成に努めます。
- ・複雑化する学校教育のなかで、スクールカウンセラー、スクールアドバイザーを配置し、生徒指導や学校生活での相談を行うなど、子どもや保護者の心のケア・サポート体制を強化します。

【生涯学習】

- ・市民が日常的に生涯学習活動に参加できるように、公民館、図書館など市民の活動の拠点となる施設を計画的に整備、充実し、調和のとれた生涯学習拠点づくりを行います。
- ・生涯学習施設、スポーツ施設の空き情報や予約がインターネットから可能となる、ネットワークシステムの構築を行い、施設利用の利便性の向上に努めます。
- ・市民の多様なニーズに応じた生涯学習講座の開催と学習情報の提供を積極的に行い、市民が相互に学びあうことができる生涯学習の機会の充実を図ります。
- ・図書館では、蔵書の充実に努め、検索、館内環境など利用しやすい機能の強化を図ります。また、電子図書館システムの導入などにより、市内のどこからでも利用できるネットワークを活かした図書館活動を推進します。
- ・地域・家庭・学校等が一体となり、地域資源を活用した自然体験活動や生活体験活動などの事業を推進し、青少年の豊かな心を育み、健全な育成に努めます。

【文化・スポーツ】

- ・各地域に整備されているスポーツ施設を計画的に改修し、市民が利用しやすい施設環境を充実し、スポーツ活動の活性化を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションを通じて様々な地域、世代の人との交流の機会を作り、新市としての一体感、青少年の健全育成など地域ぐるみで取り組める体制を整備します。
- ・固有の伝統文化を保存し後世へ継承していくために、保存団体への積極的な活動支援を行います。また、市民が様々な伝統文化にふれあう機会を作り、ふるさとへの誇りと豊かな心を育てます。
- ・貴重な文化財・歴史資料について、広く市民に資料提供ができるように、所蔵する資料をデータベース化し、各地域の公民館・学校・家庭等から検索利用できるシステムを構築します。
- ・市民の自主的な文化活動を推進するために、文化団体の育成、文化活動の支援、指導者の確保に努め、文化活動の拠点となる施設の整備・充実を図ります。

スクールアドバイザー：小学校・中学校における生徒指導の充実に努め、円滑な教育活動の推進を図るために、悩みや心配ごとのある児童生徒や保護者への相談を行う指導員。

電子図書館：地域の図書館をインターネット等で結び、蔵書情報等をデータベース化し、一体的に管理・運営するシステム。利用者がシステム内の全図書館の蔵書を瞬時に検索したり、要望のあった蔵書を近くの図書館へ輸送することが可能となる。

施策の柱	主要事業
学校教育	学校施設整備事業
	学校給食充実事業
	「総合的な学習の時間」の充実事業
	情報・国際教育事業
	心のケア・サポート事業
生涯学習	生涯学習施設整備事業
	生涯学習講座推進事業
	電子図書館システム整備事業
	青少年の自然・生活・社会体験事業
スポーツ・文化	スポーツ施設整備事業
	スポーツ交流事業
	伝統芸能継承活動事業
	伝統文化資源提供ネットワーク事業
	文化活動推進事業

市民とともに創るパートナーシップのまち（行財政・市民協働）

【人権・男女共同参画】

- ・すべての人がわけへだてなく、社会生活、参画ができるように、地域・職場・学校で互いに啓発しながら個性、人権を尊重し合う人権教育の推進に努めます。
- ・男女共同参画社会の実現を目指し、性別にかかわらずあらゆる分野への参画と個々の能力が発揮できるように、意識啓発、広報活動、政策の場への女性の登用及び女性の自立と社会参加を推進します。また、ジェンダーにとらわれることなく、互いの個性を尊重し合う社会意識を醸成します。

【市民参画・地域コミュニティ】

- ・生活・文化・交流・生涯学習活動など身近な地域での活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備、充実を図ります。
- ・住みよいまちづくりのために自発的・自主的に活動を行っている団体・グループを支援します。また、地域資源を生かしたコミュニティづくり、他地域との積極的な交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・地域の課題解決や住みよい暮らしづくりに、市民が主体的に関わる社会風土の実現を目指し、市民の自治意識の醸成に努めます。
- ・市民福祉の向上と活力ある地域社会の形成を促進するため、市民が政策に主体的に参画できる場と機会を作ります。
- ・広報・ホームページ等を活用した行政情報の積極的な公開に努めます。また、諸問題を共に考えていく広聴制度の充実を図るなど開かれた行政運営により、パートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

【行財政の効率化】

- ・厳しい財政状況にあるなかで、行政組織の適正な見直しや事業の重点化など効率のよい行財政運営に努めます。また、情報基盤の整備による事務の電子化（電子自治体化）と広域行政による行財政事務の効率化に努めます。
- ・事務の電子化や情報公開に伴い、市民のプライバシーを守るため、行政が保有する個人情報の保護に努めます。
- ・多様化する市民のニーズにきめ細かに対応するため、職員の専門的知識や能力の向上に努め、行政組織の見直しを行うなど、効率的な行政体制を確立します。
- ・新市においては、各種事業を展開するうえで、新市総合計画をはじめとした各種計画を策定し、行政評価制度を導入しながら、事業の目的や効果を明確にして、より効果的なまちづくりを進めます。

ジェンダー：社会的文化的に作られた性別や性差を意味する言葉。「おとこらしさ」「おんならしさ」などを言う。

IV. 主要施策

・公共施設については、バリアフリー化など市民の利便性を向上するとともに、計画的に改修などを行い、必要に応じた施設の整備に努めます。

施策の柱	主要事業
人権・男女共同参画	人権のまちづくり事業
	男女共同参画推進事業
市民参画・地域 コミュニティ	地域コミュニティ施設整備事業
	地域コミュニティ活性化事業
	地域自治確立事業
	行政情報広報事業
行財政の効率化	本庁舎改修事業
	行政事務効率化事業
	職員の能力開発・人材育成事業
	各種計画策定事業

V. 新市における佐賀県事業の推進

1. 佐賀県事業の推進

本計画で掲げたまちづくりの方向の実現へ向け、周辺部に配慮をしながら合併後の一体的なまちづくりや新市の発展を図るため、佐賀県と協議を進め、事業を推進します。

2. 新市における主な県事業

【緑とまち並がおこなうおいしいまち】

豊かな自然を守りながら、生活にうるおいと快適でゆとりのあるまちを目指し、国道498号や県道などの道路整備、改良といった道路・交通に関する事業、市民生活の安全を守る、防災・交通安全に関する事業、ゆとりある生活を創造する場である公園・緑地・河川整備事業などについて協議を進めます。

施策の柱	主要事業
上下水道	ダム貯水池水質保全事業
道路・交通	一般国道498号道路整備事業
	主要地方道緊急地方道路整備事業
	主要地方道道路改築事業
	主要地方道地方特定道路整備事業
	一般県道道路改築事業
	一般県道地方特定道路整備事業
	連続立体交差事業（JR佐世保線高架化事業）
消防・防災・交通安全 ・防犯	治山事業
	地域防災対策総合治山事業
	通常砂防事業
	河川改修事業
	一般国道498号交通安全施設等整備事業
	主要地方道交通安全施設等整備事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	地盤沈下対策事業
公園・緑地・河川	地域と連携した河川環境整備事業（水辺空間創出事業）

【人・資源・地の利がうみだすにぎわいのまち】

人・資源・地の利を活かし、より一層にぎわいのあるまちづくりのために、農林業では生産基盤の整備や森林整備など災害・環境にも配慮しながら、振興について協議を進めます。

農林業	ため池等整備事業
	地域水田農業支援緊急整備事業
	中山間地域総合整備事業
	農免農道整備事業
	保安林整備事業
	林道環境整備事業
商工業	新工業団地整備事業

【歴史と文化と地域がはぐくむ心豊かなまち】

歴史・文化を大切にし、豊かな心を育むまちの実現に向け、スポーツ等の各種イベント・大会といった交流促進事業について、協議を進めます。

文化・スポーツ	佐賀県民体育大会
	佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭

VI. 公共施設の適正配置と統合整備

新市の公共施設の適正配置と統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないように十分に配慮するとともに、新市の一体性、適正な役割分担、財政事情を考慮しながら検討を進めていきます。

新たな公共施設の整備にあたっては、事業の効果や効率性、既存施設の有効利用、維持管理等を総合的に判断し、新市全体として調和のある発展と市民の福祉の向上に資するよう配慮した整備に努めます。

VII. 財政計画

1. 財政計画

本財政計画は、新市の 15年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

計画策定にあたっての主な前提条件は以下のとおりです。

(1) 前提条件について

- ① 平成 18 年度から新市の財政とし、平成 32 年度までの 15 年間の財政計画を普通会計ベースで算出しています。
- ② 今後も厳しい財政状況が予測されるため、緊縮型の財政運営を行うこととします。
- ③ 平成 24 年度決算見込額を基本とし、歳入と歳出が一致した健全な財政運営を行うこととします。
- ④ 推計に当たっては、1 市 2 町の中期財政計画及び新市の総合計画を参考にしています。
- ⑤ 人口推計は、主要指標の見通しに基づいています。
- ⑥ 国、県に係る財政支援措置、合併特例債に係る影響額を加算しています。

(2) 歳入について

【地方税】

将来の生産年齢人口の伸び率に応じた市町村民税等を算出しています。また、固定資産の税率については、平成20年度までは不均一課税とし平成21年度からは1.55%として算出しています。その他、現行制度及び合併協定項目、調整の具体的内容に基づき推計しています。

【地方交付税】

普通交付税については、平成17年度の地方財政計画に基づき、合併後は3.5%ずつ減少し、平成22年度以降については、平成21年度額を据置いて算出しています。ただし、合併特例債の元利償還金に係る普通交付税の財政措置並びに合併直後の臨時的経費に係る普通交付税の財政措置（4.5億円）及び特別交付税の財政措置（5.9億円）については加算しています。

【分担金及び負担金】

過去の実績や合併協定項目、調整の具体的内容に基づき推計しています。

【使用料及び手数料】

過去の実績や合併協定項目、調整の具体的内容に基づき推計しています。

【国庫支出金・県支出金】

国・県の支出金は、新市へ事務移管される社会福祉関係等の補助金・負担金の増減及び合併に伴う臨時的経費を対象にした国の合併市町村補助金（3.3億円）及び県の合併市町村交付金（6億円）を加算しています。

【地方債】

新市建設計画に基づく事業に対する合併特例債は、普通建設事業を対象とし、上限額（173億円）を算入しています。また、ソフト事業を対象とした基金造成のための合併特例債は、上限額（19.2億円）とします。

（3）歳出について**【人件費】**

人件費は、特別職、議員及び一般職員分についての経費の減を見込んで推計しています。

【扶助費】

過去の実績及び合併に伴い新市へ事務移管される社会福祉関係費等の増加分を見込んで推計しています。また、年少人口の減少及び老年人口の増加に伴い、平成22年度以降は前年比1%増で推計しています。

【公債費】

1市2町においてすでに借入れを行った地方債に対する償還額を算定し、合併年度以降に借入れる合併特例債や新たな地方債に係る償還額を見込んで算出しています。

【物件費】

物件費は、合併に伴う縮減効果を勘案し、平成18年度から平成22年度までは、各市町の財政計画の合計額の90%を見込み、また、電算システム等の統合にかかる臨時的経費（合併支援措置分）を加算しています。

【補助費等】

補助金は過去の実績や合併協定項目、調整の具体的内容等で生じる増減分を勘案し、平成18年度から平成22年度までは、各市町の財政計画の合計額の95%を見込んでいます。

【積立金】

単年度収支の剰余金、合併特例債による地域振興のための基金（20.2億円）を積み立てることを見込んで算出しています。

【繰出金】

過去の実績や今後の見込みに基づいて推計しています。

【投資的経費】

新市建設計画に位置づける事業等の普通建設事業費を見込んでいます。

歳 入

決算額

財政計画

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	地 方 税	4,966	5,438	5,521	5,273	5,122	5,364	5,329	5,338	5,346	5,250	5,246	5,218	5,218	5,218
地 方 譲 与 税	628	273	263	247	240	234	221	215	215	215	215	215	215	215	215
地 方 交 付 税	6,741	6,627	6,835	7,125	7,556	7,579	7,416	7,490	7,321	7,009	6,654	6,371	6,175	5,923	5,640
普通交付税	5,674	5,685	5,877	6,159	6,552	6,553	6,452	6,550	6,454	6,139	5,784	5,501	5,305	5,053	4,770
特別交付税	1,067	942	958	966	1,004	1,026	964	940	867	870	870	870	870	870	870
各 種 交 付 金	798	717	664	651	661	622	584	559	789	970	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
分担金・負担金	365	379	438	443	441	488	512	488	488	488	488	488	487	487	487
使用料・手数料	428	436	399	380	392	387	404	358	358	358	358	358	358	358	358
国 庫 支 出 金	1,691	1,861	1,852	3,833	3,100	3,256	2,757	3,841	2,947	2,715	2,749	3,059	3,020	2,871	2,953
県 支 出 金	1,179	1,312	1,213	1,630	1,930	1,797	2,141	1,968	1,684	1,602	1,574	1,613	1,607	1,582	1,590
財 産 収 入	63	217	89	318	231	131	282	57	57	57	57	57	57	57	57
寄 附 金	3	11	4	0	12	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰 入 金	230	414	468	1,444	370	463	457	173	216	192	455	580	820	783	1,041
繰 越 金	335	381	509	627	1,001	915	969	1,097	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	598	492	611	519	481	436	1,103	895	353	351	351	351	351	351	351
地 方 債	1,751	1,935	1,754	1,557	2,280	2,373	2,984	4,134	3,263	4,347	3,792	1,960	1,927	1,675	1,615
歳 入 合 計	19,776	20,493	20,620	24,047	23,817	24,049	25,160	26,614	23,038	23,555	23,060	21,391	21,356	20,641	20,646

歳 出

決算額

財政計画

単位:百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人 件 費	4,315	4,255	3,846	3,860	3,587	3,600	3,575	3,633	3,395	3,397	3,606	3,243	3,306	3,156	3,118
物 件 費	1,920	1,959	1,947	2,133	2,344	2,319	2,114	2,759	2,343	2,314	2,347	2,314	2,343	2,357	2,304
維持補修費	123	119	117	120	128	133	117	120	120	120	120	120	120	120	120
扶 助 費	2,881	2,927	3,143	3,270	4,022	4,259	4,292	4,598	4,772	4,851	4,935	5,023	5,116	5,214	5,318
補 助 費 等	2,318	2,363	2,444	3,994	2,208	2,141	2,147	2,112	2,155	2,183	2,070	2,080	2,080	2,080	2,080
公 債 費	2,573	2,539	2,932	2,697	3,308	2,685	2,586	2,669	2,627	2,603	2,680	2,855	2,838	2,800	2,773
積 立 金	515	656	434	1,016	1,321	1,030	1,923	1,591	831	710	670	0	0	0	0
投資及び 出資金・貸付金	288	288	314	397	276	301	271	281	317	315	257	237	226	222	211
繰 出 金	1,966	2,101	2,268	2,348	2,368	2,413	2,513	2,615	2,674	2,711	2,758	2,786	2,861	2,855	2,863
投資的経費	2,496	2,777	2,548	3,211	3,340	4,199	4,525	6,236	3,804	4,351	3,617	2,733	2,466	1,837	1,859
歳 出 合 計	19,395	19,984	19,993	23,046	22,902	23,080	24,063	26,614	23,038	23,555	23,060	21,391	21,356	20,641	20,646